

(公印省略)
産 第3-26号
令和3年8月5日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

「群馬県まん延防止等重点措置」の周知について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年8月5日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で本県への「まん延防止等重点措置」の適用が正式決定されました。

これを受けて、県では、同日、第55回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、別添「群馬県まん延防止等重点措置」を決定しました。

つきましては、上記措置に基づき、令和3年8月8日から県民及び事業者の皆様に対して要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該措置の適用に伴い、令和3年8月3日付けで決定した群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく営業時間短縮要請（8月7日（土）～20日（金））の実施は、8月7日（土）のみとなることを申し添えます。

【問い合わせ先】

（群馬県まん延防止等重点措置の要請内容及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること）

・危機管理課感染症対策調整係

TEL 027-226-2420

（協力金に関すること）

・感染症対策県内企業ワンストップセンター（産業政策課内）

TEL 027-226-2731（平日8:30～17:15）